

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十九号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 大湊池公園運動場

別表第四の十四を同表の十五とし、同表の八から同表の十三までを同表の九から同表の十四までとし、同表の七の次に次のように加える。

八 大湊池公園運動場

使用料	
四時間以内の場合	四時間を超える場合
六一〇円	九七〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における使用料は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に奈良県民センターを廃止する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十一号）による廃止前の奈良県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号。以下「廃止前のセンター条例」という。）別表に掲げる運動場の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の奈良県立都市公園条例（以下「改正後の都市公園条例」という。）別表第四の八に掲げる施設の使用の承認を受け

た者とみなす。

3 廃止前のセンター条例第十一条第三項の規定により收受された利用料金は、改正後の都市公園条例第二十条第三項の規定により收受された利用料金とみなす。